

新たな管理型産業廃棄物最終処分場の整備に向けた高知県・佐川町連携会議 設置要綱

(目的)

第1条 高知県（以下「県」という。）と佐川町（以下「町」という。）の連携の下、佐川町加茂における新たな管理型産業廃棄物最終処分場（以下「施設」という。）の整備の円滑な推進と、施設整備に伴う地域住民の不安の解消や地域の振興等を図るため、県と町が共同で、新たな管理型産業廃棄物最終処分場の整備に向けた高知県・佐川町連携会議（以下「連携会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連携会議は、次の各号に掲げる事項について、協議・検討及び情報共有を行うものとする。

- (1) 地域住民の不安解消のための取組（「流域全体を視野に入れた長竹川の増水対策」、「国道33号の交通安全対策」、「施設の整備に係る予定地の周辺地域における上水道の整備」及び「佐川町加茂長竹地区住民の生活環境への負担を軽減させるような進入道路の再検討」を含む）の具体的な実施内容に関する事
- (2) 地域振興に寄与する事業の具体的な実施内容に関する事
- (3) 施設の整備及び運営にあたっての環境保全の対策等に関する事
- (4) 地域住民を対象とした説明会や勉強会等の開催等に関する事
- (5) 施設の整備にあたっての調査・設計及び建設工事等に関する事
- (6) その他、県町それぞれが必要と認める事項

(委員及び組織)

第3条 連携会議の委員は、別表に掲げる者で構成する。

- 2 前項に掲げる者のほか、事務局が連携会議に諮った上で、必要に応じて委員を追加することができる。

(会議)

第4条 連携会議は、高知市又は佐川町において開催する。

- 2 連携会議は、県又は町の求めに応じて、事務局が招集する。
- 3 連携会議の進行は、事務局において行う。
- 4 連携会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 5 連携会議は、公開とする。
- 6 前条に定める委員が連携会議を欠席する場合、連携会議に代理人を出席させることができる。
- 7 連携会議が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第5条 連携会議の事務を処理するため、高知県林業振興・環境部環境対策課に事務局を置く。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連携会議の運営に関し必要な事項は、事務局が連携会議に諮って定める。

附則

この要綱は、令和元年7月17日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

所 属	委員	備 考
高知県	副知事	
	林業振興・環境部長	
	土木部長	
	中央西土木事務所越知事務所長	
佐川町	町長	
	チーム佐川推進課長	
	町民課長	
	建設課長	